

1 リース小型漁船の審査要領について

社団法人 海洋水産システム協会
リース漁船審査委員会

1. 趣旨

リース漁船の審査については、「担い手代船取得支援リース事業の運用について」(平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知、平成15年3月28日、平成16年3月29日、平成17年4月1日、平成17年4月27日及び平成19年4月2日に一部改正)に基づくとともに、本要領により以下の諸点について審査を行い、安全面、漁獲性能等において必要な水準を満たし、かつ、適正な価格であることを確認することとする。

2. 安全性(復原・耐航性能)

別に定める

3. 操業面での性能

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 操船面 | 操舵室における視界 |
| (2) 漁労作業面 | 甲板上における作業者の動線 |
| (3) 漁獲物処理面 | 漁獲物鮮度保持、付加価値向上 |
| (4) 荒天作業面 | 波浪中の航行及び作業時における船体動揺や波の打ち込み対策 |
| (5) 推進性能面 | 船体形状、推進機関、推進器について、航走時及び操業時における省エネルギー |
| (6) 居住性面 | 居住区画の環境改善の配慮 |
| (7) 緊急時対応面 | 作業場、居住区画等からの脱出経路等 |
| (8) その他 | 特筆すべき事項 |

4. 船殻構造

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 主要構造部材 | F R P製、鋼製、軽合金製 |
| (2) 水密甲板・隔壁等 | 設置状況 |
| (3) 諸開口等 | 機関室開口等を含む諸開口の構造と水密性 |
| (4) 船首部形状等 | 水面上の形状等による耐波性 |
| (5) プルワーク | 構造及び形状 |

5. 装 備

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 推進機関等 | 主機関等の能力 |
| (2) 漁労機械 | 漁労機械の能力及び配置 |
| (3) 電気設備 | 種類と能力 |
| (4) その他 | |

ア) 無線装置	装備内容
イ) 航海計器及び漁労用計器	装備内容
ウ) 救命設備	装備内容
エ) 消防設備	装備内容

6. コストの低減

イニシャル・コスト(建造費)、メンテナンス・コスト(修繕費)及びランニング・コスト(運航費)の低減のための対策

7. 経営改善

漁業経営改善計画の確認

8. 評価

(1) 別に定める審査基準に基づいて、各項目ごとの評価を行い、審査結果は当該リース漁船と同クラスの漁船と比較して、A;良好(改善が図られている)、B;普通(支障がない)、C;劣っている(計画の見直しを要する)とする。

(2) 総合評価は、A及びBの評点のあるものについて、リース漁船の要件に適合しているものとし、Cの評点のあるものは不適合とする。

なお、Cの評点のあるものについては、計画を見直した後、再審査を行う。

主要項目（参考）

（１）資 格

参考：小型船の分類

漁船特殊規則

小型漁船安全基準

小型第１種：12~100 哩

小型乙種漁船：2 時間以上 3 時間以内出漁

小型第２種：100 哩以遠

小型甲種漁船：3 時間以上出漁

その他：12 里以内

小型丙種漁船：甲種、乙種以外の漁船

（小型第１種：採介藻、定置、旋網、曳網、小型捕鯨業）

（小型第２種：鮭・鱒流網、鮪延縄、鯉竿釣漁業）

（その他）着氷海域への出漁の有無：

（２）船体主要寸法

全 長

登録長

垂線間長

幅（型）

深さ（型）

計画満載喫水（型）

（３）計画総トン数

（４）船 質

（５）乗組員数

（６）容 積

積トン数

魚そう

活魚そう

燃料油槽

潤滑油槽

清水槽

雑用清水槽

（７）主要機器及び速力

主機関

発電機関

漁労機械

航海・漁労計器

航海速力

最大速力